

第3部 計画の推進

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等
<p>1 国内本部機構の組織・機能強化 (1)男女共同参画会議の機能発揮</p> <p>(2)総合的な推進体制の整備・強化等</p>	<p>男女共同参画会議の機能発揮</p> <p>男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視</p> <p>政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査</p> <p>施策の総合的推進、フォローアップ等</p>	<p>男女共同参画会議の「女性のチャレンジ支援策について」において、「様々な支援を進めるためには、その目標達成に向けて、実施機関及びその関係機関が女性のチャレンジの現状、課題について常時把握し、支援策へ反映すべきである。様々な分野において、ポジティブ・アクションが着実に実施されるよう、現状分析、取組の定量的及び定性的な評価並びに結果の施策への反映を行うことが期待される。」ことを意見として決定(15年4月)。</p>	<p>男女共同参画会議の機能発揮</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画会議の下に基本問題専門調査会、女性に対する暴力に関する専門調査会、苦情処理・監視専門調査会、影響調査専門調査会、仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会を設置(内閣府 13年) (仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会については、任務を終え廃止(13年6月)) 男女共同参画会議の下に、男女共同参画基本計画に関する専門調査会、少子化と男女共同参画に関する専門調査会を新設し、監視・影響調査専門調査会を再編し設置。(これに伴い、苦情処理・監視専門調査会、影響調査専門調査会は廃止)(内閣府 16年7月) <p>男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画会議苦情処理・監視専門調査会による施策の監視の実施(内閣府 13年度～) 国の審議会等委員への女性の参画の促進、女性国家公務員の採用・登用等の促進及び仕事と子育て両立支援策の方針について(14年7月) 男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供(15年7月) 男女共同参画の視点に立った政府開発援助(ODA)の推進について(16年4月) 国際基準・規範の国内への取り入れ・浸透について(16年7月) <p>政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画会議・影響調査専門調査会の開催(内閣府 14年度～) 「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」に関する報告(14年12月) 「ライフスタイルの選択と雇用・就業に関する制度・慣行」についての報告(16年7月) <p>施策の総合的推進、フォローアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年「男女共同参画白書」において、各府省が講じた施策をまとめている(内閣府 12年度～) 男女共同参画基本計画推進状況調査を実施(内閣府 15,16年度)

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>年次報告等の作成</p> <p>行政職員の研修機会等の充実</p> <p>国際機関、諸外国の国内本部機構との連携・協力の強化等</p> <p>内閣府男女共同参画局の機能発揮</p> <p>男女共同参画担当大臣の補佐体制の充実</p> <p>男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当官会議の機動的開催等</p> <p>男女共同参画推進本部担当部署の充実等</p> <p>苦情の処理等のための、行政相談委員、人権擁護委員等の積極的活用</p>	<p>男女共同参画会議の「男女共同参画に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関するシステムの充実・強化について」において、行政相談員については、女性委員の積極的な委嘱を進めるとともに、都道府県など一定の圏域ごとに男女共同参画に関する高い識見を有するものが確保されるよう、男女共同参画に関する専門相談機関等で相談等の活動に携わった経験豊富な者に委嘱する専門委員制度等が必要である、人権擁護委員は、男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害についての把握や相談等の活動を行ってきたが、今後も一層積極的な役割を果たすべき等を意見として決定(14年10月)。</p>	<p>年次報告等の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画白書の作成（内閣府 12年度～） <p>行政職員の研修機会等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する「基礎研修」及び「政策研修」を実施（内閣府 14年度～） <p>国際機関、諸外国の国内本部機構との連携・協力の強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> 途上国の国内本部機構職員を招聘して、男女共同参画推進セミナーを実施（内閣府 9年度～） E S C A P主催の男女共同参画国内本部機構会議へ出席（内閣府 15年） カンボジア等、途上国の国内本部機構に対するジェンダー主流化等に係る知的支援を実施（内閣府 15年～） ノルウェー・日本ジョイントシンポジウム「男女共同参画社会の未来戦略」の開催(内閣府 15年5月) 諸外国、国際機関の有識者を招聘し、シンポジウム「男女共同参画グローバル政策対話」を東京と地方で開催（13年度～） <p>内閣府男女共同参画局の機能発揮</p> <p>男女共同参画担当大臣の補佐体制の充実</p> <p>男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当官会議の機動的開催等</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進本部の開催（13年以降は3回開催） 府省内男女共同参画推進本部の開催（全府省 6年～） 男女共同参画担当官会議の開催（13年以降は3回開催） <p>男女共同参画推進本部担当部署の充実等</p> <p>苦情の処理等のための、行政相談委員、人権擁護委員等の積極的活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政相談委員の中から、男女共同参画に関する施策についての苦情の処理に関し、中心的な役割を果たす「男女共同参画担当委員」を15年9月に指名(16年8月現在、124名)。(総務省) 施策についての苦情の解決に当たっての視点・方法論、苦情事例等を紹介する「苦情処理ガイドブック」を作成し、行政相談委員、人権擁護委員等に配布（内閣府 16年1月） 地方公共団体における苦情処理事務担当者、行政相談委員、人権擁護委員を対象とする苦情処理研修の実施（内閣府 16年度～）

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等
<p>2 調査研究、情報の収集・整備・提供</p>	<p>男女共同参画社会の形成に関する調査研究</p> <p>国際社会及び諸外国における取組みの動向に関する情報の提供</p> <p>我が国の取組の海外への発言</p>	<p>・男女共同参画会議の「女性のチャレンジ支援策について」において、「いずれの分野においても、関連する継続的な男女別の統計調査、意識調査等を活用することにより実態を把握し、チャレンジ支援策の実効性を高める必要がある。・・・男女共同参画の観点から既に行政が行っている統計調査を見直すとともに、新たに必要な調査等も含め、引き続き情報の収集・整備・提供のための検討を行う。」ことを意見として決定（15年4月）。</p> <p>・男女共同参画会議の「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視について」において、国際的に関心が高いテーマについて、我が国の実情を示す統計情報を積極的に発信するとともに、英語版のホームページによる統計情報の提供を推進することが必要であること等を意見として決定（15年7月）。</p>	<p>男女共同参画社会の形成に関する調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画諸外国制度等調査研究を実施、行政機関、関係団体に配布（内閣府 13年度、14年度） 対象国：英国、ドイツ、スウェーデン、アメリカ、フィリピン、韓国 ・男女共同参画社会に関する国際比較調査を実施、ホームページに結果を掲載（内閣府 14年度） 対象国：英国、ドイツ、スウェーデン、アメリカ、フィリピン、韓国 <p>・「男女共同参画に関する研究会」報告書 ～経済主体・経済活動の多様化と活性化を目指して～（経済産業省 13年6月）</p> <p>・「男女共同参画研究会」報告書 ～女性の活躍と企業業績～（経済産業省 15年6月）</p> <p>・「男女共同参画社会研究会～女性の自己雇用に関する研究会～」報告書（経済産業省 16年5月）</p> <p>国際社会及び諸外国における取組の動向に関する情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する諸外国調査等の結果をホームページに掲載するほか、リーフレット等をフォーラム、講演会等の機会に配布（内閣府） <p>我が国の取組の海外への発言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画白書の概要の英語版を作成、配布（内閣府） ・15年版男女共同参画白書について、フォーリンプレスセンターにおいて記者レクを実施（内閣府 15年）

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等
<p>3 国の地方公共団体、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化</p>	<p>地方公共団体に対する支援の強化</p>	<p>・男女共同参画会議の「女性のチャレンジ支援策について」において、以下を意見として決定。 再就職したい女性、キャリアアップしたい女性、起業したい女性、NPO法人を設立したい女性等を支援するためには、女性が新たにチャレンジする際に必要となる職業紹介、職業訓練、再就職支援、生涯学習、ボランティア活動、NPO活動、仕事と家庭の両立支援等の情報を総合的かつ効率的に提供すべきである。 (中略)このため、以下のような具体的な取組を進めることとする。(中略)</p> <p>(ア)国による女性のチャレンジ支援関係施策の情報を総合的に提供するため、関連府省が連携・協力し、情報提供システムを構築する。具体的には、関係府省と産業界、大学、研究機関、NPO法人等によって構成される「チャレンジ支援ネットワーク検討会(仮称)」を設置し、平成15年度中に各府省が提供している女性のチャレンジ支援策の情報の体系化を図る。</p> <p>(ウ)「チャレンジ支援ネットワーク検討会(仮称)」において、チャレンジ支援ネットワーク形成のための調査検討を行い、地域におけるネットワーク構築の在り方について広く情報提供するとともに、平成15年度は、チャレンジ支援のためのネットワーク形成の重要性の趣旨を広く周知するため、内閣府等において、「チャレンジキャンペーン(仮称)」を行う。</p>	<p>地方公共団体に対する支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村男女共同参画計画の策定の手引を作成、都道府県を通じて配布(内閣府 14年度) ・男女共同参画宣言都市奨励事業の実施(内閣府 8年度～)(2(2)に前掲) ・男女共同参画宣言都市サミットの実施(内閣府 8年度～)(2(2)に前掲)

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等
	<p data-bbox="349 922 703 975">男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設の充実</p> <p data-bbox="376 1027 609 1054">NGOとの連携の強化</p>	<p data-bbox="712 97 1014 277">(エ)(前略)女性のチャレンジ支援の在り方を、具体的で分かりやすいものとするため、女性の活躍度を示すデータ等や様々な分野で活躍する「チャレンジする女性たち」を紹介する。</p> <p data-bbox="712 293 1014 485">(オ)様々な女性支援を行う「独立行政法人国立女性教育会館(ヌエック)」や「女性と仕事の未来館」等のそれぞれの機関の特性を活かして、研修事業等関連事業における緊密な連携・協力をを行う。(15年4月)</p> <p data-bbox="712 528 1014 868">・男女共同参画会議の「女性のチャレンジ支援策について」において、「男女共に参画する地域づくり活動に資するような調査研究、好事例等情報提供等の充実を図る。このため、上記(ア)において指摘した情報提供システムの構築において、地域における活動の好事例や支援事業等紹介などの検討を行う。」ことを意見として決定(15年4月)。</p>	<p data-bbox="1059 922 1630 949">男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設の充実</p> <p data-bbox="1059 954 2047 1007">・「地域におけるチャレンジ・ネットワーク環境整備推進事業」において、モデル事業実施地域として4府県(埼玉県、京都府、奈良県、熊本県)を指定。(内閣府 16年度～)</p> <p data-bbox="1059 1034 1285 1061">NGOとの連携の強化</p> <p data-bbox="1059 1066 2018 1093">・男女共同参画推進連携会議の開催(年間5～6回)(内閣府 8年～)(2-2に前掲)</p>

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等
	<p>男女共同参画社会の実現に向けた気運醸成</p>	<p>・男女共同参画会議の「女性のチャレンジ支援策について」において、「起業、NPO法人での活動、地域活動等にチャレンジすることで輝いている姿を説得力のある形で紹介することによって、女性だけでなく男性を含めた国民の多くに個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を身近に感じてもらい、チャレンジしてみようという意識を持ち、自らの選択でチャレンジすることができるような環境整備を行うべきである。・・・このため、活躍する女性を顕彰する「女性のチャレンジ大賞（仮称）」制度の創設を検討する。」「また、多様な媒体による具体的なチャレンジ事例の紹介、職場等の活動の場に訪問できる機会の拡大、講演会等へのロールモデルの派遣など様々な主体による取組が広がっていくことが期待される。」ことを意見として決定（15年4月）。</p>	<p>男女共同参画社会の実現に向けた気運醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会づくりに向けての全国会議の開催（内閣府 3年度～） ・男女共同参画週間の実施（内閣府 12年度～） ・男女共同参画に係る啓発ビデオの制作（内閣府 12年度～） <p>・女性のチャレンジ賞を創設（内閣府 16年度～）</p>